

○農林水産省令第七十一号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十六年九月二十九日

農林水産大臣 鳥村 宜伸

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の一の項植物の欄中「及び第三十六」を
「、第三十六及び第四十三」に改め、付表に次の
ように加える。

四十三 ブラジル連邦共和国から発送され、他
の地域を経由しないで輸入されるトミアート
キンス種のマンゴウの生果実であつて農林水
産大臣が定める基準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。